

外国あて郵便物の通関手続の変更のご案内

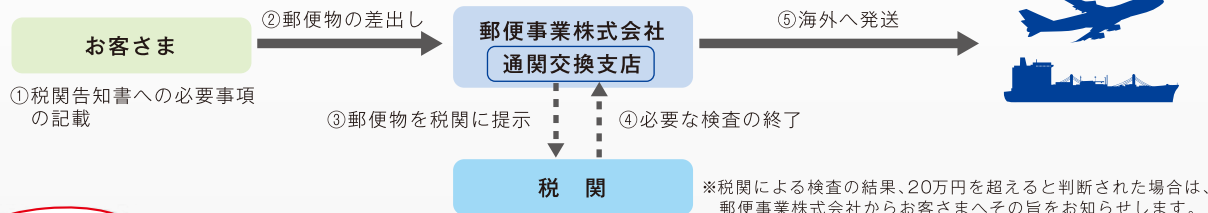
01 外国あて郵便物の通関

通関手続が
変更になります

外国あて郵便物（信書のみを内容とするものを除きます）は、通関手続を経て外国へ発送されます。その通関手続は、関税法令の改正により平成21年2月16日から、内容品の合計価格によって次の2通りの方式となります。

（1）内容品の合計価格が20万円以下の場合（従来どおり）

お客さまから差し出された郵便物については、郵便事業株式会社が税関に提示し、税関による必要な検査を受けた後、外国へ発送されます。

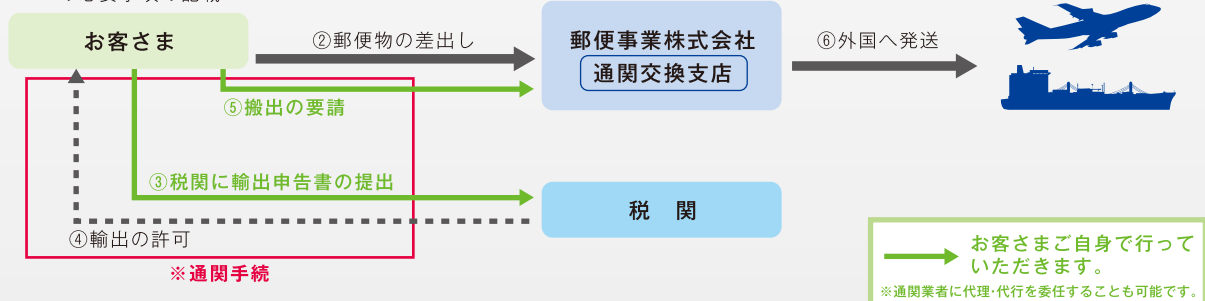


平成21年2月16日
からの変更点

（2）内容品の合計価格が20万円を超える場合（お客さまによる輸出申告が必要になります）

お客さまから差し出された郵便物については、郵便事業株式会社の通関交換支店に搬入された後、輸出申告が必要な郵便物（内容品の合計価格が20万円を超えるもの）として通関保留扱いとなり、一旦同支店に保管されます。この郵便物については、関税法令に基づき、輸出者であるお客さまご自身により税関に輸出申告していただき、税関による必要な審査・検査を経た後、税関から輸出許可を得ていただくことが必要です。郵便物は、輸出許可後、外国へ発送されます。

①税関告知書及びインボイス
への必要事項の記載



02 平成21年2月16日以降に、内容品の合計価格が20万円を超える郵便物をお出しになるお客さまへ

通関手続の実施

輸出申告が必要な郵便物（内容品の合計価格が20万円を超えるもの）の通関手続（上記01の（2）の③、⑤）は、輸出者であるお客さまご自身により行なっていただくほか、お客さまが通関手続の代理・代行の委任をされた通関業者により行なっていただくこともできます。

通関業者への通関手続の代理・代行の委任

郵便事業株式会社（※平成20年12月1日現在、通関業の許可申請準備中です）に通関手続の代理・代行を委任される場合は、郵便物の差出しの際にその旨をお知らせください。郵便事業株式会社以外の通関業者をご利用される場合は、お客さまから直接その通関業者にご連絡ください。

外国から到着した郵便物の通関手続の変更のご案内

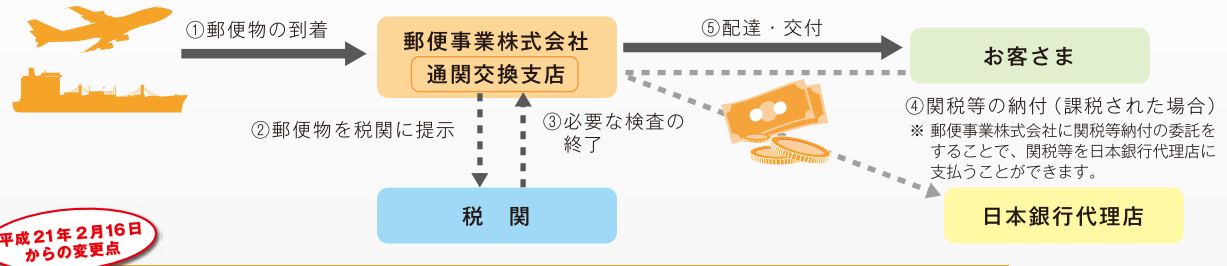
01 外国から到着した郵便物の通関

通関手続が
変更になります

外国から到着した郵便物（信書のみを内容とするものを除きます）は、通関手続を経てお客さまに配達・お渡しとなります。その通関手続は、関税法令の改正により平成21年2月16日から、郵便物の課税価格によって次の2通りの方式となります。

(1) 課税価格が20万円以下の場合（従来どおり）

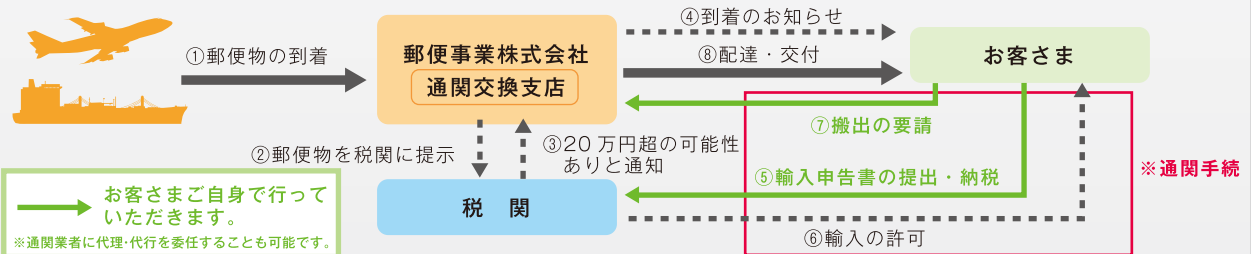
お客さまあての郵便物については、郵便事業株式会社が税関に提示し、税関による必要な検査を受け、お客さまに関税等を納付していただいた後（課税されたものに限ります）、配達・お渡しとなります。



(2) 課税価格が20万円を超える場合（お客さまによる輸入申告が必要になります）

お客さまあての郵便物については、郵便事業株式会社が税関に提示し、税関による検査の結果、**輸入申告が必要な郵便物（課税価格が20万円を超えるもの等^(注)）の可能性があると判断された場合**には、通関保留扱いとして郵便事業株式会社の通関交換支店に保管され、その旨を同支店からお客さまにお知らせします。輸入申告が必要な郵便物に該当する場合、関税法令に基づき、輸入者であるお客さまご自身により税関に輸入申告していただき、税関による必要な審査・検査を経て、関税等を納付していただいた後（課税されたものに限ります）、税関から輸入許可を得ていただく必要があります。郵便物は、輸入許可後、配達・交付されます。

(注)：寄贈物品又は課税価格等が不明な場合は、輸入申告は不要です。



02 平成21年2月16日以降に、輸入申告が必要な郵便物をお受け取りになるお客さまへ

通関手続の実施

輸入申告が必要な郵便物の通関手続（上記01の(2)の⑤、⑦）は、輸入者であるお客さまご自身により行なっていただくほか、お客さまが通関手続の代理・代行の委任をされた通関業者により行なっていただくこともできます。

通関業者への通関手続の代理・代行の委任

郵便事業株式会社（※平成20年12月1日現在、通関業の許可申請準備中です）に通関手続の代理・代行を委任される場合は、到着のお知らせ（上記01の(2)の④）を受け取られた際にその旨をお知らせください（なお、関税等の納付はお客さまご自身で直接税関に行なっていただきます）。郵便事業株式会社以外の通関業者をご利用される場合は、お客さまから直接その通関業者にご連絡ください。

国際郵便物についてのお問い合わせ先

ゆうびんホームページの「国際郵便」ページ <http://www.post.japanpost.jp/int/index.html> をご覧ください。



0120-5931-55

平日8:00～22:00 / 土・日・休日9:00～22:00
携帯電話から0570-046-666（通話料有料）